

法務省
財務省 令第二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の六第九項（同法第七十五条において準用する場合を含む。）、第六十九条の十二第九項（同法第六十九条の十三第五項において準用する場合を含む。）及び第六十九条の十七第十項並びに関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十二条の八第四項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）及び第六十二条の十七第四項（同令第六十二条の二十及び第六十二条の二十七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年五月二十四日

法務大臣 杉浦 正健

財務大臣 谷垣 禎一

輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令

輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成六年法務省令第五号）の一部を次のように改
法務省
大蔵省

正する。

題名を次のように改める。

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則

第一条中「関税率法施行令」を「関税法施行令」に、「第六十一条の八第一項」を「第六十二条の八第一項」に改める。

第二条第一項中「第六十一条の八第二項」を「第六十二条の八第二項」に、「関税率法」に、「第二十一条の三第六項」を「第六十九条の六第六項」に改め、同条第二項中「第二十一条の三第一項又は第二項」を「第六十九条の六第一項又は第二項」に改める。

第四条第一項中「第六十一条の八第三項」を「第六十二条の八第三項」に改める。

第五条第一項中「第二十一条の三第八項第三号」を「第六十九条の六第八項第三号」に、「輸入者」を「輸出者」に改め、同条第二項中「第二十一条の三第八項第一号若しくは第二号」を「第六十九条の六第八項第一号若しくは第二号」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

(法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による供託金)

第七条 前各条の規定は、法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定により供託された金銭(同条第三項の規定による有価証券を含む。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	第一条	様式第一	第六十二条の八第一項	読み替えられる字句	第六十二条の十七第一項	読み替える字句
第二条第一項	第二条第二項	様式第二	第六十二条の八第二項	第六十二条の十七第二項	様式第四	
		第六十九条の六第六項	第六十九条の六第六項	第六十九条の十二第六項	様式第五	
第三条	前条第一項	第六十九条の六第一項又は第二項	第六十九条の六第一項又は第二項	第六十九条の十二第一項又は第二項	第七條において準用する前条第一項	

					項
	第四条第一項	第六十二条の八第三項		第六十二条の十七第三項	
	第五条第一項	第六十九条の六第八項第三号	輸出者	第六十九条の十二第八項第三号	
	第五条第二項	第六十九条の六第八項第一号若しくは第二号		第六十九条の十二第八項第一号若しくは第二号	
前条	前条第二項			次条において準用する前条第二項	

（法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による供託金）

第八条 第一条から第六条までの規定は、法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定により供託された金銭（法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第三項の規定による有価証券を含む。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		読み替える規定	
第一条		読み替えられる字句	
様式第一		読み替える字句	
第六十二条の八第一項		第六十二条の二十において準用する令第六十二条の十七第一項	
同条第二項		様式第六	
様式第二		令第六十二条の二十において準用する令第六十二条の十七第二項	
第六十二条の八第二項		第六十二条の二十において準用する令第六十二条の十七第二項	
第六十九条の六第六項		第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第六項	
様式第七		第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第六項	
第二十一条第一項		第六十二条の二十において準用する令第六十二条の十七第二項	

<p>第二条第二項</p>	<p>第六十九条の六第一項又は第二項</p>	<p>第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第一項又は第二項</p>
<p>第三条</p>	<p>前条第一項</p>	<p>第八条において準用する前条第一項</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>第六十二条の八第三項</p>	<p>第六十二条の二十において準用する令第六十二条の十七第三項</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>第六十九条の六第八項第三号</p>	<p>第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第三号</p>

		第五条第二項	
同条第一項		輸出者	第六十九条の六第八項第一号若しくは第二号
法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第一項		輸入者	第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第一号若しくは第二号
同項第三号		法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第三号	
同項第四号若しくは第五号		法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第四号若しくは第五号	

第六条

前条第二項

第八条において準用する前条第二項

第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

(法第六十九条の十七第三項の規定による供託金)

第九条 第一条から第六条までの規定は、法第六十九条の十七第三項の規定により供託された金銭(同条第四項の規定による有価証券を含む。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条	第六十二条の八第一項	第六十二条の二十七において準用する令第六十二条の十七第一項
	様式第一	様式第八
	同条第二項	令第六十二条の二十七において準用する令第六十二条の十七第二項

第二条第一項	第六十二条の八第二項	第六十二条の二十七において準用する令第六十二条の十七第二項
第二条第二項	第六十九条の六第六項	第六十九条の十七第七項
第三条	様式第二	様式第九
第四条第一項	第六十九条の六第一項又は第二項	第六十九条の十七第三項
第五条第一項	同条第三項	同条第四項
第五条第二項	前条第一項	第九条において準用する前条第一項
	第六十二条の八第三項	第六十二条の二十七において準用する令第六十二条の十七第三項
	第六十九条の六第八項第三号	第六十九条の十七第九項第一号
	貨物の輸出者	申立特許権者等
第五条第二項	第六十九条の六第八項第一号若し	第六十九条の十七第九項第一号

	<p>くは第二号の通知をしたとき、同項第三号</p> <p>同項第四号若しくは第五号</p> <p>当該通知、</p> <p>交付しなければならぬ</p>	
<p>第六条</p>	<p>前条第二項</p>	<p>項</p> <p>第九条において準用する前条第二</p>

(法第七十五条において準用する法第六十九条の六第一項及び第二項の規定による供託金)

第十条 第一条から第六条までの規定は、法第七十五条において準用する法第六十九条の六第一項及び第二

項の規定により供託された金銭(法第七十五条において準用する法第六十九条の六第三項の規定による有価証券を含む。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定					第一条	第二条第二項
読み替えられる字句	第六十二条の八第一項	様式第一	同条第二項	第六十二条の八第二項	第六十九条の六第六項	様式第二
読み替える字句	第六十五条において準用する令第六十二条の八第一項	様式第十	令第六十五条において準用する令第六十二条の八第二項	第六十五条において準用する令第六十二条の八第二項	第七十五条において準用する法第六十九の六第六項	様式第十一
						第七十五条において準用する法第

<p>第五条第二項</p>	<p>同条第二項</p>	<p>六十九條の六第一項又は第二項</p>
<p>第二条</p>	<p>前条第一項</p>	<p>第十条において準用する前条第一項</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>第六十二条の八第三項</p>	<p>第六十五条において準用する令第六十二条の八第三項</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>第六十九条の六第八項第三号</p>	<p>第七十五条において準用する法第六十九条の六第八項第三号</p>
<p>同条第一項</p>	<p>同条第一項</p>	<p>法第七十五条において準用する法第六十九条の六第一項</p>
<p>輸出者</p>	<p>第六十九条の六第八項第一号若し</p>	<p>積戻しをした者</p>
<p>第七十五条において準用する法第</p>	<p>第七十五条において準用する法第</p>	<p>第七十五条において準用する法第</p>

第六條	くは第二号	六十九條の六第八項第一号若しくは第二号
	同項第二号	法第七十五條において準用する法第六十九條の六第八項第二号
	同項第四号若しくは第五号	法第七十五條において準用する法第六十九條の六第八項第四号若しくは第五号
	前条第二項	第十條において準用する前条第二項

様式第一中「関稅定率法施行令第六一條の八第一項」を「関稅法施行令第六二條の八第一項」に改める。

様式第二中「関稅定率法第二一條の三第六項」を「関稅法第六九條の六第六項」に改める。

様式第四中「関稅定率法施行令第六一條の九の三において準用する同令第六一條の八第一項」を「関稅法

施行令第六二條の二第七第一項」に改める。

様式第五中「関税込率法第 2 1 条の 3 の 2 第 5 項において準用する同法第 2 1 条の 3 第 6 項」を「関税法第 6 9 条の 1 2 第 6 項」に改める。

様式第六中「関税込率法施行令第 6 1 条の 1 3」を「関税法施行令第 6 2 条の 2 0」に、「第 6 1 条の 8 第 1 項」を「第 6 2 条の 1 7 第 1 項」に改める。

様式第七中「関税込率法第 2 1 条の 5 第 7 項」を「関税法第 6 9 条の 1 3 第 5 項において準用する同法第 6 9 条の 1 2 第 6 項」に改める。

様式第七の次に次のように加える。

様式第八

申 立 書

- 1 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 要求しようとする損害賠償額
- 4 損害賠償請求権発生の原因たる事実
- 5 その他参考となる事項

上記のとおり、関税法施行令第 62 条の 27 において準用する同令第 62 条の 17 第 1 項の規定により権利の実行の申立てをいたします。

年 月 日

住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印

税関長（税関官署の長） 殿

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第九

確 認 書

年 月 日

税関長（税関官署の長） 印

下記のとおり、関税法第69条の17第7項の規定による権利を有することを確認する。

- 1 還付請求権を有する者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2 供託者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 還付を受ける供託物の内容

イ 金銭の場合

供託所・供託番号	供託金額	還付確認金額
	円	円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所・供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所・供託番号	銘 柄	金 額
		円

4 その他参考となる事項

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十

申 立 書

- 1 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 要求しようとする損害賠償額
- 4 損害賠償請求権発生の原因たる事実
- 5 その他参考となる事項

上記のとおり、関税法施行令第 65 条において準用する同令第 62 条の 8 第 1 項の規定により権利の実行の申立てをいたします。

年 月 日

住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印

税関長（税関官署の長） 殿

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第十一

確 認 書

年 月 日

税関長（税関官署の長） 印

下記のとおり、関税法第75条において準用する同法第69条の6第6項の規定による権利を有することを確認する。

- 1 還付請求権を有する者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2 供託者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 還付を受ける供託物の内容

イ 金銭の場合

供託所・供託番号	供託金額	還付確認金額
	円	円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所・供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所・供託番号	銘 柄	金 額
		円

4 その他参考となる事項

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この省令は、平成十八年六月一日から施行する。